

# 住民票に「方書（かたがき）」を 表示します

集合住宅の増加により、番地までの表示では住所が不明確であるため、各種通知等が住民の方に適切に届かない事例が生じています。これを解消するため、アパートやマンションなど建物名や部屋番号などの「方書（かたがき）」を住所の一部として表示します。

これにより、平成26年7月7日から役場が発行する印鑑登録証明書、戸籍の附票、住民票、住民基本台帳カード、通知等に、方書が表示されるようになります。

## 【変更点】

### 【現行】

鏡野町竹田〇〇番地

### 【変更後】

鏡野町竹田〇〇番地

△△アパート●●号

## ◆対象となる世帯

転入・転居の手続き時に、住所の異動届書へ方書をご記入いただいている世帯が対象となります。

※方書表示の対象となる世帯の方には、6月中旬に通知書を送付しています。

※方書を住民登録していない人は、平成26年7月7日以後も方書は表示されません。方書の記載を希望される場合は、住民税務課または各振興センターで方書登録の手続きをしてください。

※方書が表示された住所にお住まいで、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方は、カード裏面に方書を記載しますので、平成26年7月7日以降に住民税務課または各振興センターへご持参ください。

## お問い合わせ先

鏡野町 住民税務課 住民係 電話(08668)54-260805

7月は

# 社会を明るくする運動 の強調月間です。

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪と非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

社会を明るくする運動のシンボルマークである『黄色い羽根』は、黄色いひまわりをイメージしたもので、地域社会があやまちを犯した人たちの立ち直りを支え、再び犯罪に手を染めさせないというネットワークを大きく広げていきたいという思いが込められています。

鏡野町では、強調月間の活動として、7月1日に鏡野町役場で法務大臣からのメッセージ伝達式を行い、PLANT5鏡野店や水の郷奥津湖、道の駅奥津温泉で街頭啓発などを行います。

社会を明るくする運動と黄色い羽根にご理解とご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課 電話(08668)54-260808

